

令和5年12月臨時会

宮古地区広域行政組合議会会議録

令和5年 12月21日 開会

令和5年 12月21日 閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第25号

令和5年12月宮古地区広域行政組合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年12月4日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山本正徳

1 期 日 令和5年12月21日（木）午前10時

2 場 所 宮古市議会議事堂議場

令和 5 年 1 2 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 会 臨 時 会

令和 5 年 1 2 月 2 1 日（木曜日）

午前 1 0 時開議

議 事 日 程

諸 報 告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 令和 5 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 議案第 2 号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 3 号 宮古地区広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

出席議員（13名）

1 番	三田地	久志君	2 番	田中	尚君
3 番	畠山	和英君	4 番	昆	清君
5 番	伊藤	清君	6 番	高橋	秀正君
7 番	千葉	泰彦君	8 番	工藤	求君
9 番	長門	孝則君	10 番	佐藤	克典君
11 番	横田	龍寿君	12 番	上村	浩司君
13 番	木村	誠君			

欠席議員（0名）

説明のための出席者

管理者	宮古市長	山本	正徳君
副管理者	宮古市副市長	桐田	教男君
事務局	局長	菊池	敦君
総務課	課長	金澤	建司君
施設課	課長	田中	晋君
消防	長	小林	達広君
消防次長兼総務課長		畠山	毅君
消防次長兼消防課長		三浦	正成君
指令課	課長	内田	信也君
消防課	主幹	里舘	郁雄君

議会事務局出席者

書	記	関口	憲史
書	記	山崎	斗夢

◎開 会

- 議長（木村 誠君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しましたので、これより令和5年12月宮古地区広域行政組合議会臨時会を開会いたします。
-

◎諸報告

- 議長（木村 誠君） 諸報告を行います。

議員派遣について報告いたします。

宮古地区広域行政組合議会会議規則第44条の規定により、議員派遣を決定し、令和5年11月15日から11月17日まで、埼玉県熊谷市、熊谷ソーラーパーク及び埼玉県大里郡寄居町、三ヶ山メガソーラー発電施設及び資源循環施設に行政視察のため11名の議員を派遣いたしました。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（木村 誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、4番、昆清君、5番、伊藤清君を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（木村 誠君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本会議の会期について議会運営委員会で審議した結果、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎議案第1号 令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）

- 議長（木村 誠君） 日程第3、議案第1号 令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菊池事務局長。

- 事務局長（菊池 敦君） 議案集1-1ページをお開き願います。

議案第1号 令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,622万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億123万1,000円とするものでございます。

令和5年12月21日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

初めに、歳出からご説明いたしますが、各費目に計上しております給料、職員手当などの人件費の補正は、宮古市の給与改定に準じて岩手県人事委員会勧告に基づく改正内容による改定のほか、職員の採用、退職、異動及び実績見込みによるものでございます。

内容につきましては給与費明細書に記載しておりますので、1-11ページをお開き願います。

2の一般職、(1)総括の比較欄をご覧ください。

給料が2,047万1,000円の増額、職員手当1,671万円の増額、共済費が93万8,000円の減額、合計3,624万3,000円の増額でございます。

次に、歳出補正予算事項別明細書でご説明いたしますので、1-6、1-7ページをお開き願います。

なお、人件費に係る補正の説明は省略させていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費は、山田町議会議員改選に伴う議員報酬の増で、1節報酬を1万円増額するものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費並びに3款衛生費、2項清掃費、2目ごみ焼却施設費から6目リサイクル施設費までにつきましては、人件費に係る補正でございます。

1-8ページをご覧ください。

4款消防費、1項消防費、1目常備消防費につきましては、人件費に係る補正でございます。

次に、歳入補正予算事項別明細書でご説明いたしますので、1-4、1-5ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合負担金は3,622万円の増額でございます。内訳でございますが、1節総務519万8,000円の増額、2節衛生284万1,000円の減額、3節消防3,386万3,000円の増額とするものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(木村 誠君) これより議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村 誠君) 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。

質疑のある方は、議案書のページ数を言ってから質疑に入るようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村 誠君) ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第1号

令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）

令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36,220千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,501,231千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月21日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

会 計	宮古地区広域行政組合一般会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		3,272,744	36,220	3,308,964
	1 負担金	3,272,744	36,220	3,308,964
補正されなかった款項にかかる額		192,267		192,267
** 歳 入 合 計 **		3,465,011	36,220	3,501,231

2 歳出

会 計	宮古地区広域行政組合一般会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		2,413	10	2,423
	1 議会費	2,413	10	2,423
2 総務費		88,378	5,188	93,566
	1 総務管理費	88,004	5,188	93,192
3 衛生費		1,204,654	△2,841	1,201,813
	2 清掃費	1,204,641	△2,841	1,201,800
4 消防費		2,135,714	33,863	2,169,577
	1 消防費	2,135,714	33,863	2,169,577
補正されなかった款項にかかる額		33,852		33,852
** 歳 出 合 計 **		3,465,011	36,220	3,501,231

◎議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（木村 誠君） 日程第4、議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菊池事務局長。

○事務局長（菊池 敦君） 議案集2-1ページをお開き願います。

議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、宮古市において令和5年岩手県人事委員会の勧告に基づき一般職の職員の給料月額及び期末勤勉手当の支給月数を改定したことから、当組合においても宮古市の給与改定に準じて岩手県給料表を適用して改定するとともに、一般職の期末勤勉手当の支給月数を岩手県人事委員会勧告に基づく支給月数に改定しようとするものでございます。

第1条につきましては、一般職の職員の令和5年12月の期末手当の支給割合を現行の100分の120から100分の127.5に改めるとともに、定年再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を100分の67.5から100分の70に改めるものでございます。また、勤勉手当の一般職の職員の令和5年12月の支給割合を現行の100分の100から100分の102.5に改めるとともに、定年再任用短時間勤務職員の勤務手当の支給割合を100分の47.5から100分の50に改めるものでございます。

次に、2-2ページから2-9ページまでの別表第1の行政職給料表及び別表第2の消防職給料表は、一般職の職員及び定年再任用短時間勤務職員に適用される改正後の給料表で、令和5年4月1日に遡及して適用しようとするものでございます。

第2条につきましては、一般職の職員の令和6年度以降の期末手当の支給割合を100分の125に改めるとともに、定年再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を100分の68.75に改めるものでございます。また、勤勉手当につきましては、一般職の職員の令和6年度以降の勤勉手当の支給割合を100分の100に、定年再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を100分の48.75に改めるもので、いずれも令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、附則についてご説明いたしますので、2-10ページをお開き願います。

第1項及び第2項につきましては、本条例の改正の施行期日等について定めたものでございます。

第3項は、改正前の給与条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定に基づいて支給された給与の内払いとみなすとするものでございます。

第4項は、この条例の施行に際し必要な事項は規則で定めるものとするものでございます。

以上が条例改正の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和5年12月21日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、岩手県人事委員会の給与改定に関する勧告等の内容に鑑み、一般職の職員の給料月額等を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木村 誠君） 説明が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 宮古地区広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（木村 誠君） 日程第5、議案第3号 宮古地区広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菊池事務局長。

○事務局長（菊池 敦君） 議案集3-1ページをお開き願います。

議案第3号 宮古地区広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、会計年度任用職員に支給する期末手当について年間の支給月数を現行の1.25月から0.1月引き上げ、1.35月に改正しようとするものでございます。

表の1の項は、令和5年12月期末手当の支給割合を現行の100分の125から100分の135に改め、令和5年12月期の支給分より適用させようとするとともに、所要の整備をしようとするものです。

表の2の項は、令和6年度以降の期末手当の支給割合を100分の130に改めるもので、令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、附則でありますが、ただいまご説明いたしました表の1の項及び表の2の項の改正部分の施行期日等について定めたものでございます。

以上が条例改正の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和5年12月21日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、一般職の職員の給与改定内容に準じ、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定するとともに所要の整備をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木村 誠君） 説明が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長（木村 誠君） 以上で本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年12月宮古地区広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時16分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

